

24保第1630号

平成24年9月6日

各市町村長 様

福島県保健福祉部長

(公印省略)

保険財政共同安定化事業の拡大及び福島県国民健康保険調整交付金の
配分について（通知）

本県の国民健康保険行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

先日実施した標記意向調査について、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

なお、この結果を踏まえ、下記のとおり対応することとしましたので知願います。

記

1 保険財政共同安定化事業の拡大

当該事業の拡大は平成27年度から実施することとし、広域化等支援方針による前倒しはしない。

なお、拡大までの間に、広域化等支援方針検討ワーキンググループや全市町村意向調査等により、拠出金算定方式や拠出超過への対応等について検討を続けていくこととする。

2 福島県国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の一部改正

国民健康保険法の一部改正（平成24年法律第28号）により増加した県調整交付金2%分については、いわゆる2号交付金に位置づけることとし、条例の一部改正を平成24年9月県議会に提案する方向で検討する。

3 今回増加する県調整交付金2%分の配分方法について

保険財政共同安定化事業拡大までは、いわゆる1号交付金と同様の方式（定率）で配分することとし、当該2%の配分について交付要綱に明記する。

なお、これに伴う交付要綱の改正は別途行う予定です。

保険財政共同安定化事業の拡大及び福島県国民健康保険調整交付金の配分に関する
意向調査結果

平成 2 4 年 9 月

1 保険財政共同安定化事業の拡大

問 1 保険財政共同安定化事業の拡大時期		
	① 平成 2 7 年度から拡大	5 4 保険者
	② 平成 2 6 年度以前に前倒しして段階的に拡大	4 保険者
	③ その他	1 保険者

問 2 平成 2 6 年度以前に前倒しして段階的に拡大する場合の対象医療費、算定方式		
	① 2 5 年度	別紙回答一覧のとおり
	② 2 6 年度	別紙回答一覧のとおり

2 福島県国民健康保険調整交付金の配分

問 3 福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第 2 条において、1 号交付金を 9 分の 6（6％）、2 号交付金を 9 分の 3（3％）とする条例改正について		
	① 賛成	5 4 保険者
	② 反対	1 保険者
	③ その他	4 保険者

問 4 保険財政共同安定化事業を拡大するまでの間、今回増額する県調整交付金 2％分を 1 号交付金と同様の方式（定率）で配分することについて		
	① 賛成	5 4 保険者
	② 反対	0 保険者
	③ その他	5 保険者